

## ふるさと回帰リフォーム等補助事業

圏居住対策課 ☎443-2112

独立した子世帯がふるさとに戻り、親世帯と同居するために実家のリフォームなどを行う場合、工事費の一部を補助します。



**対象工事** リフォーム工事、建て替え工事、実家の敷地を分割しての新築工事

**対象区域** 市内全域(「まちなか(※)」および「公共交通沿線居住推進補助対象地区(※)」を除く)  
(※)詳細は、市ホームページ(「インフォマップとやま」で検索)から確認してください。

**補助額** 工事費用の2分の1(限度額300万円)

### 【主な要件】

- ・これまで10年以上別々に生活しており、リフォーム等をしてから5年以上同居すること
- ・同居する家族に所有権があること(所有権登記がされていること)
- ・補助金の交付決定後に工事契約を締結すること
- ・建設業の許可を得ている市内業者が施工する工事であること
- ・町内会に、同居することを報告すること など

### 申請方法

申請書・必要書類を、郵送または直接、**居住対策課**(〒930-8510 新桜町7-38:市役所6階)へ。  
※申請書は、市ホームページ(「ふるさと回帰リフォーム」で検索)からダウンロードできます。  
※**工事契約締結前に、相談してください。**

参加者  
募集

## とやま未来共創会議

～これからの「とやまの未来」の話をしよう～

圏未来戦略室 ☎443-2006  
✉ sketch.lab@city.toyama.lg.jp

富山の未来について考え、行動するための新しいワークショップ「とやま未来共創会議」の参加者を募集します。CiC3階に開設する「Sketch Lab」において、多様な主体が対話を通じて未来のまちの姿を考え、ビジョンを描く共創活動です。活動成果は、市が進める「未来共創」の指針としてとりまとめます。

	日時	ワークショップ内容
第1回	9月6日(日) 14:00~16:00	オリエンテーション(全体説明・参加者紹介) ゲスト:若林 恵さん(編集者、元「WIRED」日本版編集長)
第2回	9月27日(日) 14:00~17:00	「ビジョン共創(各自の理想の生活を描く)」 ゲスト:ラウル・アリキヴィさん(日本・エストニア /EUデジタルソサエティ推進協議会 理事)
第3回	10月18日(日) 14:00~17:00	「ビジョン共創(住みたいまちの姿を描く)」
第4回	11月15日(日) 14:00~17:00	「ビジョンを実現する活動の企画とグループ形成」 ゲスト:留目真伸さん(SUNDRED株式会社 代表)
第5回	12月20日(日) 14:00~17:00	「企画の共有・報告・発展」

場所 / Sketch Lab(CiC3階:新富町一丁目)

※9月開設予定。

対象 / 次の全てに該当し、全ての回に参加できる方

- ・市内在住か通勤・通学している高校生以上の方
- ・まちの未来を考える活動に関心の高い方
- ・オンライン会議(パソコンによるテレビ会議)への参加が可能な方

定員 / 30人程度(応募多数の場合、年代ごとに抽選)

費用 / 無料

申込方法 / 8月16日(日)までに、Eメールで、住所、氏名、年齢、電話番号、職業、関心のある地域課題・テーマを、**未来戦略室**へ。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、一部をオンライン会議で実施する場合があります。詳細は、市ホームページ(「未来共創」で検索)をご覧ください。

# 市職員採用試験

区分	職種	採用予定数	受験資格	
上級	行政(社会人経験者枠)	2人程度	昭和56年4月2日～平成5年4月1日生まれの方(職務経験要件有り)	
	行政(UIJターン枠)	5人程度	昭和56年4月2日～平成5年4月1日生まれの方(居住地・職務経験要件有り)	
	行政(氷河期世代対象枠)	若干名	昭和45年4月2日～昭和60年4月1日生まれの方(職務経験要件有り)	
	土木(社会人経験者枠)	2人程度	昭和56年4月2日～平成11年4月1日生まれの方(資格要件有り)	
	土木(UIJターン枠)	3人程度	昭和56年4月2日～平成11年4月1日生まれの方(居住地・資格要件有り)	
	土木(氷河期世代対象枠)	若干名	昭和45年4月2日～昭和60年4月1日生まれの方(職務経験要件有り)	
	建築(社会人経験者枠)	1人程度	昭和56年4月2日～平成11年4月1日生まれの方(資格要件有り)	
	建築(UIJターン枠)	1人程度	昭和56年4月2日～平成11年4月1日生まれの方(居住地・資格要件有り)	
	建築(氷河期世代対象枠)	若干名	昭和45年4月2日～昭和60年4月1日生まれの方(職務経験要件有り)	
		薬剤師	5人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)
中級	保健師	6人程度	平成3年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)	
	設備(電気・機械)	2人程度	平成11年4月2日～平成13年4月1日生まれの方	
	保育士	28人程度	平成3年4月2日以降に生まれた方(資格要件有り)	
	保育士(任期付)【注】	10人程度	昭和38年4月2日以降に生まれた方(資格・職務経験要件有り)	
	管理栄養士	2人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)	
	理学療法士	1人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)	
	作業療法士	1人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)	
	言語聴覚士	1人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)	
	初級	一般事務	3人程度	平成11年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
		消防	3人程度	平成11年4月2日～平成15年4月1日生まれの方(身体要件有り)
労務	清掃業務職員	3人程度		
	工手(道路・街灯の維持管理などの現場作業)	3人程度	昭和56年4月2日～平成15年4月1日生まれの方 ※普通自動車運転免許(令和3年3月31日までに取得見込みを含む)をお持ちの方。	
	水道工手(水道管修繕などの現場作業)	2人程度		
	用務員	1人程度	昭和56年4月2日～平成15年4月1日生まれの方	
	調理員	1人程度		
障害者を対象とした選考	一般事務	10人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方 ※障害者手帳をお持ちの方。	
	保育士	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方(資格要件有り) ※障害者手帳をお持ちの方。	
	清掃業務職員			
	工手	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方 ※障害者手帳をお持ちの方。	
	水道工手			
	用務員			
調理員				

【注】任用期間は令和3年4月1日～令和6年3月31日。

## ●第1次試験の日・場所

- ・一般事務(初級)・・・9月27日(日):市役所
- ・消防……………9月19日(土):消防局(今泉)  
20日(日):富山大学(五福キャンパス)
- ・障害者対象選考…9月20日(日)か27日(日):富山大学(五福キャンパス)か市役所
- ・上記以外の職種…9月20日(日):富山大学(五福キャンパス)

※試験の日や場所などは変更になる場合があります。最新情報は、市ホームページで確認してください。

●受験申込受付期間／8月6日(木)～18日(火)

●受験案内・申込書／8月5日(火)から、市ホームページ(「職員採用」で検索)でダウンロードしてください。  
※市役所総合案内、職員課(市役所8階)、上下水道局(牛島本町二丁目)、市民病院(今泉北部町)、消防局でも、8月5日(火)から配布します。

## 自主避難用駐車場について

圏防災対策課 ☎443-2120

自主避難とは、避難勧告などの避難情報を市が発令する前に自主的に避難することです。自主避難用駐車場は、車を使用し早期に自主避難を希望される方のために、浸水が想定されていない地区にある駐車場を利用し、気象や河川の状況に応じて開設するものです。

### 【開設場所】

- ①市民球場駐車場(下飯野) 約300台
  - ②市民芸術創造センター駐車場(呉羽町) 約500台
  - ③大沢野総合運動公園駐車場(八木山) 約300台
- ※開設状況は、市ホームページのトップページや、富山市の防災情報ツイッター、フェイスブックページ「富山市防災」で周知しますので、事前に必ず確認してください。

※自主避難用駐車場は、必ず開設されるものではありません。

※避難する際は、非常持ち出し品やマスクなどの衛生用品を携行しましょう。

※駐車場内での事故・盗難・損害などについて、市は一切責任を負いません。

# お盆期間の長岡墓地周辺 交通規制のご案内

**交通規制日時**

8月13日(木)～15日(土) 5:00～19:00



※上の図の駐車指定エリア以外での駐車はご遠慮ください。特に路上駐車は大変危険です。

## 市営墓地を使用する皆さんへ

### ◆墓地の環境美化にご協力を

- ・清掃を心がけ、美観を損なわないようにしましょう。
- ・ごみは持ち帰るか、所定のくすかごに入れましょう。
- ・献花やお供物は、風で飛んだり、カラスが散らかしたりするので、持ち帰りましょう。

### 納骨堂の開館時間に変更になります

長岡墓地の納骨堂の開館時間が、下記の期間中、7:00～20:00に変更となります。

※通常の開館時間は9:00～16:30。

**変更期間** 8月13日(木)～16日(日)

### ◆お墓の手続きはお済みですか

次の場合には手続きが必要です。市営墓地に関する手続きについては、環境保全課(市役所2階)へ。

- ・お墓の使用者が亡くなったとき
- ・使用者の住所が変わったとき
- ・お墓を新設、改修または撤去するとき
- ・お骨を納骨するとき
- ・お骨を別の墓地に移すとき
- ・墓地を市へ返還したいとき



**問い合わせ**

環境保全課 ☎443-2086